

地方創生先行型 上乗せ交付分について **タイプ 1**

■ 交付の規模

- ・一市町村あたり、交付目安は 3～5 千万円の予定（全国 300 億円）
- ・一市町村の申請事業数は 2 事業まで。ただし複数の市町村で連携して行う事業はこの限りではない。

■ 交付対象となる事業

1. 以下のいずれかの事業分野該当すること ※詳細は別紙

交付対象事業分野
しごとづくり、移住関連等に資する人材の育成・確保のための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方移住者への支援、若手人材の育成、就職支援、定着支援 ・ 新規就農・就業者への総合支援、事業継承化の円滑化 ・ 女性の活躍推進、育児休業等の企業への普及支援 など
農林業の分野における資源のブランド化、販路開拓、事業化等を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業支援 ・ 中核企業支援 ・ 地域イノベーションの推進 ・ 地域金融機関と連携した 6 次産業化、ブランド化 など
地域の観光資源の開発等を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地域づくり ・ ローカル版クールジャパンの推進 など
コンパクトシティ、中心市街地活性化の政策パッケージ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトシティ化と周辺施設の交通ネットワーク ・ 地域の拠点となる中心市街地の活性化（PPP/PFI の活用） ・ 公共施設・公的不動産の利活用、空き店舗解消 など
中山間地域等における「小さな拠点」に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地における「小さな拠点」の形成）
プレミアム付き商品券事業と連携して行う魅力ある地域商品開発、商店街の活性化等の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特産品開発、販路開拓事業 ・ キャッシュレス環境整備による観光振興 など

上記の他、「事業の仕組み」、「先駆性」という対象要件があり。別紙参照。

■ 実施計画の提出期限

平成 27 年 8 月 31 日（月）

※上乗せ加算に関する制度要綱、制度運用等は後日、県より連絡がある予定。

地方創生先行型 上乗せ交付分について **タイプ 2**

■ 交付の規模

- ・一市町村あたり、交付目安は 1,000 万円

■ 交付対象となる事業

- ・基礎交付の時と同じく、地方創生に資するもの

■ 対象事業の取り扱い

- (1) ソフト事業であること。
- (2) 備品購入費は対象となるが、単なる備品購入は不可。KPI 等の十分な向上に資するものであること。
- (3) 建設地方債対象事業は交付金対象としない。ただしソフト事業とあわせて行うことで、KPI の向上が見込まれる施設整備事業は対象となる。
- (4) 申請する事業数は上限はないが、事業効果が十分発揮されるよう一定規模の事業規模を確保すること

■ 実施計画の提出期限

平成 27 年 8 月 14 日（金）